

# 日本学校農業クラブ連盟会則（令和 4 年 5 月 12 日一部改正）

## 第1章 総 則

第1条 この連盟は日本学校農業クラブ連盟（以下、日連という）といい、事務局を全国農業高等学校長協会（以下、農業校長会という）事務局[東京都千代田区九段南4丁目3番3号]に置く。

第2条 日連は、都道府県の各学校農業クラブ連盟（以下、県連盟という）をもって組織する。

第3条 日連の活動は、次のことを目的として活動する。

- 1 全国の学校農業クラブ活動を促進して、将来の産業人としてふさわしい力を育て伸ばし、我が国及び世界の農業の発展に貢献する。
- 2 農業学習を踏まえて、クラブ員の科学性、社会性ならびに指導性を育成するとともにクラブ員相互の連携や互いに学びあう精神を育み、もって学校農業クラブ活動の振興に努める。
- 3 各県連盟及び各単位クラブ員の地域に根ざした学校農業クラブ活動を奨励するとともにクラブ員の国際理解を深め、もって国際的な友好親善に寄与する。

## 第2章 事 業

第4条 日連は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 学校農業クラブに関する調査、研究資料の収集、配布
- 2 研究会、協議会、技術競技会、展覧会、講習会、講演会などの開催
- 3 全国の学校農業クラブ（単位クラブ）との連絡
- 4 年次大会の開催
- 5 学校農業クラブ員等の表彰
- 6 F F J 検定・技術検定の実施
- 7 全国の友好団体ならびに世界各国の青年農業団体との連絡、提携
- 8 機関誌の発行と図書編集、刊行
- 9 学校農業クラブとクラブ員に対する物資のあっせん
- 10 その他日連の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 役 員

第5条 日連に次の役員を置く。

- 1 生徒役員  
会長1名、副会長4名、理事若干名（うち若干名を常任とする）、監事2名とする。
- 2 成人役員  
代表1名（農業校長会農業クラブ部会部会長）、副代表5名（農業クラブ部会副部会長2名、会長の在学する校長、当該全国大会開催県校長、次期全国大会開催県校長）顧問校長若干名、監査委員2名とする。

第6条 生徒役員は代議員会で選出する。

成人役員の選出は別に定める。

第7条 会長はクラブ員を代表し会務をつかさどる。

副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときにはこれにかわる。

理事は、理事会を構成し、日連の運営にあたる。

監事は会計を監査する。

第8条 代表は日連を代表し、会務を指導するとともにその責を負うものとする。

副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときにはこれにかわる。

代表、副代表及び顧問校長は、成人役員会を構成する。

監査委員は監事を指導する。

第9条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第10条 農業校長会事務局に日連担当事務職員を若干名置き、農業校長会理事長がこれを任命する。日連担当事務職員は日連の事務を担当する。事務局に関する規定は別にこれを定める。

#### 第4章 中央指導組織

第11条 日連に中央指導委員会を置く。

中央指導委員会は専門委員会と運営指導委員会で構成される。

専門委員はそれぞれ、各競技、諸会議、理事会、その他日連の事業の実施について、日連の立場から指導・助言を行う。

運営指導委員は、専門委員を補佐し連盟運営指導に携わるほか、代表が委嘱する委員として事務局との連絡・調整、機関誌編集、国際交流事業、F F J検定の事務を担当する。

第12条 中央指導委員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第13条 中央指導委員は、代表より依頼された事項について研究し、その研究成果を代表に報告する。中央指導委員は代表の承認を得て、中央指導委員会または各係の担当者会議を開催できる。

#### 第5章 委員会

第14条 日連は、日連の運営や第4条の事業を推進するため委員会を置くことができる。

#### 第6章 代議員会

第15条 代議員会は毎年春季・秋季の2回開く。臨時代議員会は、代表が必要と認めるとき、または県連盟の3分の2以上の請求があったとき代表がこれを招集する。

第16条 代議員は、各県連盟会長をもってあてる。代議員は、代議員会を構成し、成人役員会からの事業計画、予算、決算、その他の重要事項を議決する。

第17条 代議員指導教師は代議員在学学校の顧問教師1名をあてる。

代議員指導教師は、代議員の指導にあたりとともに代議員指導教師会を構成する。代議員指導教師会は、日連の組織・運営などについて協議研究する。

第18条 代議員会は、代議員の3分の2以上の出席をもって成立する。

#### 第7章 会計

第19条 日連の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第20条 日連は、県連盟の負担金ならびに補助金寄付金賛助金事業収入などをもって運営する。

#### 第8章 付則

第21条 日連の運営に必要な細則は別にこれを定める。

第22条 この会則は昭和25年11月2日から実施する。

付記

昭和25年11月2日制定施行

昭和 35 年 11 月 7 日一部改正  
昭和 40 年 11 月 27 日一部改正  
昭和 44 年 11 月 18 日一部改正  
昭和 47 年 11 月 29 日一部改正  
昭和 55 年 11 月 20 日改正  
平成 2 年 11 月 8 日一部改正  
平成 4 年 10 月 28 日一部改正  
平成 7 年 11 月 8 日一部改正  
平成 8 年 5 月 16 日一部改正  
平成 10 年 10 月 7 日一部改正  
平成 11 年 10 月 21 日一部改正  
平成 12 年 5 月 11 日一部改正  
平成 16 年 5 月 15 日一部改正  
平成 21 年 10 月 8 日一部改正  
平成 22 年 5 月 24 日一部改正  
平成 24 年 5 月 18 日一部改正  
令和 4 年 5 月 12 日一部改正

## 日本学校農業クラブ連盟運営細則

- 1 日本学校農業クラブ連盟会則第 8 章付則第 2 1 条より、日連運営に関する細則を次のように定める。
- 2 この運営細則は昭和 40 年 10 月 27 日より施行する。
- 3 付記
  - (1)細則 1 委員会に関する規約 昭和 40 年 10 月 26 日臨時代議員会において承認、翌日施行
  - (2)細則 2 役員ならびに役員会に関する規約 //
  - (3)細則 3 事務局運営に関する規約 //
  - (4)細則 4 年次大会開催に関する規約 //
  - (5)細則 5 日連負担金に関する規約 //
  - (6)細則 6 日連組織に関する規約 //
  - (7)細則 7 総会運営に関する規約 昭和 44 年 11 月 18 日施行日連会則ならびに昭和 44 年 11 月 17 日  
臨時代議員会において承認、翌日施行
  - (8)細則 8 表彰に関する規約 平成 5 年 5 月 14 日春季代議員会において承認、11 月 1 日から施行
  - (9)細則 9 クラブ員資格に関する規約 平成 10 年 10 月 7 日秋季代議員会において新設、同日施行
  - (10)細則 10 賛助金に関する規約 平成 10 年 10 月 7 日秋季代議員会において新設、同日施行
- 4 改正
  - 細則 2、細則 4、細則 6  
昭和 44 年 5 月 20 日代議員会において一部改正
  - 細則 2、細則 6  
昭和 44 年 11 月 17 日臨時代議員会において一部改正

細則 4、細則 5、細則 6

昭和 47 年 11 月 27 日臨時代議員会において一部改正

細則 2、細則 3、細則 5

昭和 50 年 11 月 11 日臨時代議員会において一部改正

細則 5 昭和 52 年 11 月 8 日臨時代議員会において一部改正

細則 4、細則 6

昭和 54 年 11 月 7 日臨時代議員会において一部改正

細則 2、細則 7

昭和 55 年 11 月 20 日臨時代議員会及び総会において改正

細則 5 昭和 56 年 5 月 15 日代議員会において一部改正、昭和 57 年度から実施

細則 5 昭和 60 年 5 月 24 日代議員会において一部改正、昭和 61 年度から実施

細則 5 平成元年 5 月 18 日代議員会において一部改正、平成 2 年度から実施

細則 2、細則 3、細則 6、細則 7

平成 2 年 11 月 8 日臨時代議員会において一部改正、平成 3 年度から実施

細則 1、細則 2、細則 3、細則 4、細則 5、細則 7

平成 4 年 10 月 28 日臨時代議員会において一部改正、平成 5 年度から実施

細則 5 平成 7 年 11 月 8 日秋季代議員会において一部改正、平成 8 年度から実施

細則 5 平成 8 年 5 月 16 日春季代議員会において一部改正、平成 8 年度から実施

細則 8 平成 9 年 10 月 22 日秋季代議員会において一部改正、平成 9 年度より実施

細則 3 平成 10 年 10 月 7 日秋季代議員会において第 5 条追加、平成 10 年度より実施

細則 8 平成 11 年 10 月 20 日秋季代議員会において第 2 条 2 改正、平成 11 年度より実施

細則 5 平成 19 年 10 月 24 日秋季代議員会において一部改正、平成 20 年度より実施

細則 4 平成 20 年 5 月 15 日春季代議員会において一部改正、平成 20 年度より実施

細則 1、細則 2、細則 3、細則 4、細則 5、細則 7、細則 8、細則 9、細則 10 は、平成 21 年 10 月 8 日秋季農業校長会総会において一部改正、平成 22 年度より実施

細則 1、細則 2、細則 3、細則 4、細則 5、細則 7、細則 8、細則 9、細則 10 は、平成 22 年 5 月 24 日春季農業校長会と平成 22 年 10 月 7 日秋季農業校長会総会において一部改正、平成 22 年 5 月 24 日より実施

細則 1、細則 2、細則 4、細則 7 は、平成 24 年 5 月 18 日春季代議員会において一部改正、平成 25 年度より実施

細則 4 は、平成 27 年度 5 月 14 日春季代議員会において一部改正、平成 28 年度より実施

細則 7、細則 9 は平成 29 年秋季代議員会において一部改正、平成 30 年度より実施

細則 4 は、令和 3 年度 10 月 27 日秋季代議員会において一部改正、令和 4 年度より実施

細則 1 委員会等に関する規約（平成 22 年 5 月 24 日施行）

（1）諮問委員会設置に関する規定

第 1 条 日連会則第 5 章第 15 条により、諮問委員会を設置する。

第 2 条 諮問委員会は代表から諮問された事項について意見を具申し、代表者はその結果を、代表を通じ代議員会に報告する。

第 3 条 諮問委員は、学校教職員（顧問校長、顧問教師）都道府県教育委員会関係者、文部科学省、農林水産省の関係係官、民間有識者などから若干名を代表が委嘱する。

第 4 条 諮問委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 5 条 諮問委員会は、必要に応じ開催する。

（2）中央指導委員会設置に関する規定

第1条 日連会則第4章第12条により、中央指導委員会を設置する。

第2条 中央指導委員は、顧問教師から若干名を代表が委嘱する。

第3条 中央指導委員会は、互選により、委員長を選出する。委員長は、会の招集、研究、審議事項のまとめなど、会の運営にあたる。

第4条 中央指導委員会は、必要があるときは代表の承認を得て小委員会を開催することができる。

細則2 役員ならびに役員会に関する規約（平成22年5月24日施行）

第1条 日連役員に関する規約は、日連会則第3章により、日連の役員の定数、選出の方法は次のとおり定める。

#### 1 生徒役員

以下の生徒役員は代議員指導教師及び代表の承認を得て、代議員会で選出する。選出された役員は代表が委嘱する。

(1) 会長1名は、代議員の中から選出する。

(2) 副会長4名は、各ブロック連盟の代議員の中から選出する。1名は当該年度全国大会開催県、1名は次期全国大会開催県、1名は関東ブロック連盟から、残り1名はこれ以外のブロック連盟から選出する。

(3) 理事は、各ブロック連盟から推薦された代議員1名と関東ブロック連盟代議員をあてる。なお、関東ブロック連盟代議員の理事を常任とする。

(4) 監事2名は、関東ブロック連盟の中からあてる。ただし、代議員以外の者を推薦する。

#### 2 成人役員

(1) 代表は、農業校長会副理事長のうち、農業クラブ部会部会長をもってあてる。

(2) 副代表5名は、農業校長会農業クラブ部会副部会長2名、当該全国大会開催県校長1名、次期全国大会開催県校長1名、会長の在学する校長をもってあてる。

(3) 顧問校長若干名は、農業校長会本部役員と理事選出の校長をもってあてる。

(4) 監査委員2名は、監事の在学する学校の校長をもってあてる。

(5) 成人役員の選出は農業校長会役員会で選出する。

3 役員に欠員が生じた場合、生徒役員は常任理事会、常任理事指導教師会及び代表の承認を得て、これを補充することができる。選出された役員は代表が委嘱する。ただし、補充により役員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

4 役員の任務は、日連会則第3章第7条、第8条による。

第2条 日連における各役員会の開催運営に関する規約は次のとおり定める。

#### 1 常任理事会

(1) 常任理事会は、常任理事をもって構成し、理事会、代議員会に提出する議事を作成するほか会務を分担・執行する。

(2) 成人役員、常任理事指導教師、中央指導委員は、常任理事の指導・助言にあたるほか日連運営の具体策を協議研究し、会務、運営の指導にあたる。

(3) 常任理事会は、必要に応じ、代表が招集する。

#### 2 理事会

(1) 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、常任理事会からの報告及びその他の事項等を審議する。

(2) 理事会は、理事をもって構成し、理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

(3) 理事会の会議運営については、会長がこれにあたり、過半数をもって議決する。

(4) 成人役員、理事指導教師、中央指導委員は、理事会の運営指導にあたるほか、理事の指導・助言にあたる。

(5) 理事会は必要に応じて、代表が招集する。

### 3 成人役員会

(1) 成人役員会は、代表、副代表、顧問校長、監査委員をもって構成する。

(2) 代表、副代表会議は必要に応じ、代表がこれを招集し、開催する。

(3) 成人役員会は、必要に応じて代表がこれを招集し、日連の予算や事業計画などの運営について協議し、常時会務の処理について指導・助言する。

(4) 成人役員会には、農業校長会事務局長も必要に応じて出席する。

### 4 監査会

(1) 監査会は、監事、監査委員をもって構成する。

(2) 監査会は、毎年4月中に開催する。

(3) 監事は日連の事務・会計の監査にあたり、その結果を常任理事会、理事会、代議員会において監査報告をしなければならない。

(4) 監査委員は監事の指導にあたり、その責を負うとともに、その結果を農業校長会役員会、理事会、総会に報告しなければならない。

## 細則3 事務局運営に関する規約（平成22年5月24日施行）

第1条 この規約は、会則第1章第1条ならびに第3章第10条の規定に基づき、日連事務局（以下、事務局という）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 事務局は、日連の事務を担当し、日連運営についての業務を行うほか、会則ならびに運営規則による諸会議の事務運営、会則による事業の推進を行う。

第3条 日連に関する事務は、代表が所轄する。

第4条 事務局には、事務局長（農業校長会事務局長）、事務局次長、事務職員若干名を置く。

第5条 日連に関する運営業務を円滑にするため、中央指導委員のうち東京都選出の運営指導委員を置く。代表はこれを委嘱する。

第6条 東京都選出の運営指導委員は、日連の会務や事業を遂行するために必要な業務ならびに全クラブ員の指導・助言に関わる事項の具体化にあたり、代表の承認を得て運営会議を開催できる。

第7条 事務局長は、日連の会計、事務局の運営状況、事業の進展状況について、常任理事会、理事会、代議員会及び成人役員会、農業校長会役員会、理事会、総会に報告するとともに、会計監査を受けなければならない。

## 細則4 年次大会開催に関する規約（平成22年5月24日施行）

第1条 会則第2章第4条による年次大会の開催について、その運営を円滑にするため、この規約を定める。

第2条 年次大会（全国大会）は、年1回実施する。

2 開催時期は、原則として、10月から11月中とし、開催ブロック連盟の事情により日時を決定する。

3 開催地ならびに実施大綱は、開催県が前々年度、春季代議員会及び春季農業校長会総会で実施大綱（素案）を提示し、前々年度の秋季代議員会及び秋季農業校長会総会に実施大綱（案）を提示する。その後、前年度の春季代議員会及び春季農業校長会総会で実施大綱を決定する。

第3条 開催地

1 開催ブロック連盟と開催県は全国農業校長会が決定する。

2 開催ブロック連盟は次のとおりとする。

(1)北海道 (2)東北 (3)関東 (4)北信越 (5)東海 (6)近畿

(7)中国 (8)四国 (9)九州

第4条 大会実施要項は前年度に、秋季代議員会及び秋季農業校長会総会に提示し、当該年度春季代議員会及び春季農業校長会で決定する。

第5条 年次大会（全国大会）の内容は次のとおりとする。ただし、記念年次大会の内容については若干変更できることとする。

- 1 プロジェクト発表会
- 2 意見発表会
- 3 平板測量競技会
- 4 農業鑑定競技会
- 5 クラブ員代表者会議
- 6 大会式典
- 7 代議員会
- 8 公開競技等

以下の種目は公開競技として、大会事務局の判断により開催することができる。

①家畜審査競技会

②農業情報処理競技会

- 9 実施競技のオプション化

平板測量競技会については、原則として開催するものとするが、大会開催県等の事情により開催できない場合は、実施大綱（素案）の段階で理由を提案し、代議員会です承されればオプション化を可能とする。

第6条 大会開催に関する準備、大会運営については、開催県及び開催ブロック連盟が行い、日連はそれを支援するとともに、指導・助言にあたる。

細則5 日連負担金に関する規約（平成22年5月24日施行）

第1条 会則第7章第20条により、県連盟の負担金を次のように定める。県連盟負担金は、会員負担とし、それぞれの算出基礎は次のとおりである。

- 1 会員負担（年額）  
クラブ員1人当たり会費 800円  
(内訳) 運営費 380円 機関誌 420円
- 2 学校負担（年額）  
全日制・定時制・本校・分校別1校と数え  
クラブ員数  
1～150人 1校当たり 3,000円  
151～400人 " 4,000円  
401人以上 " 5,000円

第2条 県連盟負担金は、各県連盟事務局においてそれぞれ納入期日までに納入するものとする。

第3条 県連盟負担金の納入期日を次のとおりとする。

(前期) 春季代議員会までに年額の2分の1以上を納入する。

(後期) 秋季代議員会までに残額を納入する。

細則6 連盟組織に関する規約（平成22年5月24日施行）

第1条 県連盟に関する規定

- 1 日連は、都道府県連盟をもって組織する。ただし、北海道連盟の3地域は県連盟扱いとする。
- 2 県連盟は、各都道府県の各単位学校農業クラブをもって組織する。

- 3 日連の連絡、諸行事、計画などは、県連盟単位をもって行う。
- 4 県連盟には、県連盟事務局を置き、県連盟の運営、事務取扱いを行う。
- 5 県連盟には、会長、代表、代議員指導教師、その他運営に必要な役員を置く。

## 第2条 ブロック連盟に関する規定

- 1 日連に9ブロック連盟を置く。
- 2 ブロック連盟は、各県連盟をもって組織する。ただし、北海道ブロック連盟は、3地域をもってブロック連盟を組織する。
- 3 ブロック連盟は、全国大会出場者の選出、日連の役員選出、ブロック大会の開催などを行う。
- 4 ブロック連盟には、ブロック連盟事務取扱いのための事務局を設置する。
- 5 ブロック連盟の編成は次のとおりとする。

ブロック名	県連盟名
北海道	北海道（北北海道地域）、（東北海道地域）、（南北海道地域）
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
東海	愛知、岐阜、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

## 細則7 代議員会運営に関する規約（平成22年5月24日施行）

第1条 会則第15条による代議員会の開催について、その運営を円滑にするため、この規約を定める。

### 1 代議員会

- (1) 代議員会は代議員をもって構成し、代表がこれを招集する。代議員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- (2) 代議員会は年2回、原則として、春季は5月、秋季は年次大会の際に開催する。そのほか代表が必要と認めたとき、または代議員の3分の2以上の開催要請があった場合は臨時代議員会を開催することができる。
- (3) 代議員会の内容は、事業計画、予算、決算の報告、生徒役員の選出、その他必要事項を協議決定するほか、各委員会の報告を行う。
- (4) クラブ運営の基本事項で、県連盟の事業、行事と密接な関係にある事項（会則の改正、負担金の改正、新しい行動計画など）について報告する場合は、あらかじめ代議員会に、その原案を提示するものとする。

- (5) 代議員会の議決権は、代議員1人1票とし、過半数をもって決定する。
- (6) 代議員会における代議員指導教師は、代議員の自主性に基づく会運営に対する指導・助言にあたる。
- (7) 代議員会（または理事会）に代議員（または理事）が出席できない場合は代理出席を認める。代理は、県連盟の副会長をもってあてる。さらに副会長が代理として出席できない場合は、県連盟で選出をし、県連盟事務局校の校長が認めた者とする。なお、代理出席をする場合は、事前に日連と協議のうえ、委任状を提出する。

## 2 代議員指導教師会

- (1) 代議員指導教師会は、代表、副代表、代議員指導教師、中央指導委員をもって構成し、代表がこれを招集する。代議員指導教師の3分の2以上の出席をもって成立する。
- (2) 代議員指導教師会は、代議員会と同時に開催する。そのほか代表が必要と認めたとき、または代議員指導教師の3分の2以上の開催要請があった場合は、臨時代議員指導教師会を開催することができる。
- (3) 代議員指導教師会は、代議員会を指導・援助するほか、日連の組織や運営について協議研究を行う。
- (4) 代議員指導教師会において、ブロック連盟に関する協議の必要のある場合は、ブロック連盟代表員指導教師会を開催して研究、協議する。
- (5) 代議員指導教師会の議決権は代議員会に準じる。

第2条 代議員会に次の役員を置く。

- 1 議長団3名（議長1名、副議長2名）書記2名
- 2 代議員会の役員は、代議員会において選出する。

第3条 代議員会は公開とする。

第4条 成人役員、中央指導委員、代議員指導教師は代議員会の指導・助言にあたる。

## 細則8 表彰に関する規約（平成22年5月24日施行）

第1条 日連会則第4条5により、表彰に関する規約を以下のように定める。

第2条 表彰は次のものについて行う。

- 1 年次大会（全国大会）の競技種目で優秀な成績を修めた者
- 2 各ブロック大会等の特色ある競技種目で優秀な成績を修めた者
- 3 県連盟会長として職責を全うした者
- 4 その他表彰委員会において、学校農業クラブ活動の推進及び日連運営に功績が大きいと認められた関係者及び関係団体

第3条 受賞者の決定、手続きは次のとおりとする。

- 1 第2条1については、「全国大会実施基準」の「表彰」の項による。
- 2 第2条2の種目については、代議員会に結果を報告しなければならない。
- 3 第2条3及び4については、関係する機関の推薦・申請に基づき行う。

第4条 表彰委員会は、成人役員、中央指導委員及び事務局職員などから代表が委員を委嘱し、必要に応じて招集する。委員長は代表が委嘱する。

## 細則9 クラブ員資格に関する規約（平成22年5月24日施行）

第1条 日連会則第2条に規定する学校農業クラブのクラブ員資格については、次の各項の定めるところによる。

- 1 農業に関する学科またはコースを置く高等学校の生徒
- 2 総合学科等において、農業に関する科目を置く高等学校の生徒で次の(1)～(3)を全て

満たす生徒

- (1) 農業科目を履修していること
- (2) 当該年度に会員負担金を納入していること
- (3) 当該年度に在籍する学校が学校負担金を納入し、学校農業クラブ（単位クラブ）として県連盟に加盟していること

細則 10 賛助金に関する規約（平成 22 年 5 月 24 日施行）

第 1 条 日連会則第 21 条により、賛助金に関する規約を以下のように定める。

第 2 条 賛助会員は、会則第 2 条に規定する学校の卒業生及びその他本会の趣旨に賛同されて入会を希望する個人または法人とする。

第 3 条 賛助会員の会費は、賛助会費として、1 口を年額 1 万円とし、1 口以上とする。ただし、学生等については、減額措置を講ずることができる。

第 4 条 賛助会員の特典としては、学校農業クラブ連盟の活動等にかかわる情報の頒布を受けることができる。

第 5 条 資格喪失は、脱会、除名、会費納入の遅滞等による。